



CCSBT-CC/2210/17

Progress Update on the CCSBT's Trial eCDS Project
CCSBT 試行的 eCDS プロジェクトの進捗状況に関するアップデート

Introduction

序論

This paper provides an update on the progress of the development of a trial electronic Catch Documentation Scheme (eCDS). The indicative costs of developing a trial eCDS using the TUFMAN 2 platform were presented to Members at the First Meeting of the Technical Compliance Working Group (TCWG) in paper CCSBT-TCWG/1910/05. This was discussed further at CC13 and referred to the Extended Commission (EC). At the Twenty-Sixth Annual Meeting of the Commission (CCSBT 26), Members supported developing a trial eCDS based on the current CDS Resolution. An eCDS Working Group was formed in early 2021 to assist the Secretariat with decisions concerning the development of the trial eCDS, with a two-day online meeting held in April 2021 and a second, one-day, meeting in October 2021.

本文書では、試行的電子漁獲証明制度（eCDS）の開発状況に関するアップデートを提示する。TUFMAN2プラットフォームを活用した試行的 eCDS の開発にかかる費用見積りは、第一回遵守専門作業部会（TCWG）に文書 CCSBT-TCWG/1910/05 としてメンバーに提示された。同文書は CC 13 においてさらに検討され、拡大委員会（EC）に委嘱された。第 26 回委員会年次会合（CCSBT 26）において、メンバーは現行 CDS 決議に基づく試行的 eCDS を開発することを支持した。試行的 eCDS の開発に関する決定について事務局を支援するべく、2021 年初頭に eCDS 作業部会が組織され、2021 年 4 月には 2 日間のオンライン会合が、また 2021 年 10 月には 1 日間の第二回会合が開催された。

There are two sections to this paper:

本文書は以下二つのセクションで構成されている。

- A. Progress on high level outstanding issues with the eCDS, including (1) validation; (2) the need for a user manual suitable for industry in both English and Japanese; and (3) a revised CDS Resolution to enable the move to an eCDS.
(1) 確認、(2) 業界向けの英語及び日本語の両言語によるユーザーマニュアルの必要性、及び (3) eCDS への移行を可能とするための CDS 決議の改正といった eCDS に関するハイレベルの未解決課題に関する進捗状況
- B. Progress with the eCDS technical development.
eCDS の技術的な開発作業の進捗状況

(A) Progress on high level outstanding issues

ハイレベルの未解決課題に関する進捗状況

The second meeting of the Technical Compliance Working Group (TCWG) agreed to a proposal by Japan to establish a Working Group to progress outstanding matters, including: (1) the remaining issues, especially related to validators; (2) the need to develop a user manual suitable for industry in both English and Japanese; and (3) to prepare a revised CDS Resolution to enable the move to an eCDS.

第二回遵守専門作業部会（TCWG）会合は、(1) 特に権限を付与された確認者に関する未解決の課題、(2) 業界向けの英語及び日本語の両言語によるユーザーマニュアルの必要性、及び(3) eCDS への移行を可能とするための CDS 決議の改正を含む未解決の課題を進捗させるための作業グループを設立するとして日本からの提案に合意した。

Incomplete progress has been made on each of these matters as described below

これらの各課題について、以下のとおりいくらかの進捗があった。

1. Remaining issues, especially related to validators

未解決の課題（特に権限を付与された確認者に関する課題）

One of the main areas that remains to be resolved with a revised CDS is the issue of delegation of validation. CC16 requested that both Australia and New Zealand provide written information to Japan on the appointment of validators, the role of validators within management arrangements, the legal basis for their appointment and penalties should verification or audits reveal discrepancies. This information was provided to Japan by both Australia and New Zealand.

改正 CDS において未解決となっている主な分野の一つは、確認の委任にかかる問題である。CC 16 は、オーストラリアとニュージーランドの両メンバーに対し、権限を付与された確認者の任命、管理取決めの中での確認者の役割、任命の法的根拠、及び検査又は監査によって不調和が確認された場合のペナルティに関する情報を文書で日本に提供するよう要請した。オーストラリア及びニュージーランドの両メンバーは、当該情報を日本に提供した。

The Secretariat has been advised that Japan has been considering the information domestically and will report the outcome of these discussions to the Compliance Committee. 事務局は、日本が当該情報を国内で検討しており、その結果を遵守委員会に対して報告する予定であると承知している。

2. User manual suitable for industry in both English and Japanese

英語及び日本語による業界向けユーザーマニュアル

The Secretariat has developed a [user manual for the eSBT system](#). Sections of this manual, particularly for creating an account, logging in, passwords and the home screen are the same for the eCDS (which is a subsystem of eSBT). The eCDS is still being tested and some parts of the eCDS might be simplified (see section B of this paper on progress with the eCDS technical development), so it is still too early to develop the complete user manual for the eCDS. This work should be completed during 2023.

事務局は [eSBT システムのユーザーマニュアル](#) を作成した。本マニュアルの各セクション、特にアカウントの作成、ログイン、パスワード及びホーム画面は、eCDS とも共通である（eCDS は eSBT のサブシステムであるため）。eCDS はまだテスト段階にあり、eCDS の一部は簡素化できる可能性があることから（本文書のセクション B：eCDS の技術的開発作業の進捗状況を参照）、完全な eCDS のユーザーマニュアルを策定するには時期尚早である。この作業は 2023 年に完了する予定である。

3. Preparation of a revised eCDS Resolution

eCDS 決議改正案の策定

The Secretariat developed a draft revision of the CDS Resolution to facilitate the eCDS and circulated this to the eCDS Working Group in March 2022. A second version of the draft resolution, incorporating Members comments, was circulated to the Working Group in May 2022. The Secretariat offered to receive additional comments from Members on the second draft, but no such comments were received. Further changes may be required to the CDS Resolution in relation to validation and catch tagging forms etc., but it is not possible to draft such changes until further progress between Members has been made on those issues.

事務局は、eCDS を促進するための CDS 決議改正案を作成し、eCDS 作業グループに対して 2022 年 3 月にこれを回章した。メンバーからのコメントを取り入れた決議改正の第二案は、2022 年 5 月に作業グループに回章された。事務局は第二案に対するメンバーからの追加コメントを募集したものの、メンバーからのコメントはなかった。確認や漁獲標識様式等に関して CDS 決議へのさらなる修正が必要となる可能性があるが、これらの問題に関してメンバー間でさらなる進捗がなされない限り、こうした改正案をドラフトすることはできない。

A “clean” version of the text of the draft revised CDS Resolution is provided at **Attachment A¹**. All differences from the original CDS Resolution are highlighted in yellow. **Attachment B** provides some minor modifications to Appendix 3 of the CDS Resolution. The main change to the Appendix was the removal of the Secretariat’s reconciliation reports as these reports will become redundant within the eCDS.

CDS 決議改正案本文の「クリーン」バージョンは別紙 A¹ のとおりである。オリジナルの CDS 決議との相違点は全て黄色でハイライトされている。別紙 B では、CDS 決議別添 3 への微修正案を提示した。同別添に対する主な修正点は、eCDS では事務局による照合報告書が重複することを踏まえた、同報告部分の決議からの削除である。

(B) Progress with the eCDS technical development

eCDS の技術的開発作業の進捗状況

1. Summary of Progress

進捗状況の概要

Table 1 shows the components of the system to be developed together with the progress achieved. The system has essentially been completed and is undergoing testing by the Secretariat. The testing by the Secretariat has taken longer than anticipated due to a number of factors. The eCDS is a complex system with many users and many scenarios and combinations to test, which is extremely time consuming. The Secretariat has also been busy with other work and has found it hard to devote enough time to testing, and has been impacted by COVID-19 which has added delays. As a result, the timeline proposed last year that had field testing scheduled for the second half of 2022 and was expected to be tight, cannot be met. A revised workplan is listed below.

表 1 では、開発予定のシステムのコンポーネントを現在の達成状況と合わせて示した。システムは基本的に完成しており、現在は事務局がテストを行っているところである。事務局によるテストは、様々な要因により当初予定よりも時間を要している。eCDS は多くのユーザーが関わり、また多くのシナリオがあり得る複雑なシステムであり、これらが相まってテストに多大な時間を要している。また事務局はその

¹ A tracked-changes version of the draft revised eCDS Resolution was included in the email sent to the eCDS Working Group and can be provided to Members by request to the Secretariat. eCDS 決議改正案の見え消しバージョンは eCDS 作業グループへの電子メールに添付されているが、要望があれば事務局からメンバーに提供することが可能である。

他の業務も多くテストに十分な時間を割くことが困難で、また COVID-19 による影響によりさらなる遅れが生じることとなった。その結果として、2022 年後半に現場でのテストを行うこととして昨年提案され、タイトになることが想定されていたタイムラインは達成が困難になった。修正した今後の作業計画を以下に示した。

At the time of writing the developer has worked on the eCDS for a total of 1090 hours, with 363 hours remaining from the budget for the remainder of 2022.

本文書の作成時点において、開発担当者の eCDS 関連の作業時間は合計 1,090 時間となっており、2022 年予算においては 363 時間が残されている。

Table 1: Development progress of the eCDS

表 1 : eCDS 開発作業の進捗状況

Component Description コンポーネントの説明	Progress 進捗状況
Online form development: オンライン様式の開発 : <ul style="list-style-type: none"> Catch monitoring form (CMF) 漁獲モニタリング様式 (CMF) Re-export/export after landing of domestic product (REEF) 再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式 (REEF) Farm stocking form (FSF) 蓄養活け込み様式 (FSF) Farm transfer form (FTF) 蓄養移送様式 (FTF) 	Completed – Undergoing testing 完了 – テスト中
Form validation / certification 様式の確認/証明	Completed – Undergoing testing 完了 – テスト中
Form data quality checks 様式データの品質チェック	Completed – Undergoing testing 完了 – テスト中
User access rules ユーザーのアクセス許可ルール	Completed – Undergoing testing 完了 – テスト中
Printable forms (CMF, REEF) 印刷用様式 (CMF、REEF)	Completed 完了
User delegation ユーザーの権限移譲	Completed – Undergoing testing 完了 – テスト中

2. Proposed Simplification of the CDS

CDS の簡素化にかかる提案

During testing by the Secretariat, the complexity of the CDS in terms of the number of users and flow of the documents has made testing time consuming and difficult. During testing, the Secretariat became aware that use of the current eCDS could be difficult in practice. This was known to some extent before development started and it was why the Secretariat had originally proposed a streamlined and more eCDS friendly CDS in 2016. However, this was not agreed by Members. Substantial changes to the CDS may not be feasible at this stage of development, but the Secretariat believes that a few simple changes will greatly enhance the usability of the eCDS.

事務局が eCDS のテストを行っている際、多数のユーザー及び文書の流れにかかる CDS の複雑性のため、テスト時間が膨大かつ困難なものとなった。このテストを通じて、事務局は、現在の eCDS の使用は実施困難である可能性があると考えに至った。これは開発作業の開始前からある程度考えられていたことであり、また 2016 年に事務局が合理的かつより eCDS に適した CDS 決議を当初提案した理由でもある。しかしながら、メンバーはこれに合意しなかった。現在の開発段階において CDS を大幅に変更することは現実的ではないと考えるものの、事務局は、いくつか

のシンプルな修正を施すことで eCDS の汎用性が大幅に改善するものと考えている。

Currently the eCDS is very complicated with:

現在の eCDS は、以下により非常に複雑化している。

- Many users and different types of users;
多数のユーザー、及び多数のユーザータイプ
- Many sections on the CMF that need different visibility and edit-access restrictions based on the logged-in type of user; and
ユーザーのログインの種類に基づき異なる視認性及び編集／アクセス制限を要する、多数のセクションを含む CMF
- Many certifications on the CMF, which require different users.
異なるユーザーが行う必要がある CMF 上の多数の証明

The extreme case would be as follows, for a CMF that is transhipped at sea and exported:

CMF に関して、最も極端なケースは洋上転載後に輸出される以下のようなケースである。

- Fishing Vessel (FV) Representative logs in and fills in the catch information;
漁船 (FV) の代表者がログインし、漁獲セクションの情報を記入する。
- FV Master (or delegate) logs in and certifies transhipment;
漁船の船長 (又は代理人) がログインし、転載を証明する。
- Carrier Vessel (CV) Master logs in and certifies transhipment;
運搬船 (CV) の船長がログインし、転載を証明する。
- Observer logs in to signify presence during transhipment;
転載オブザーバーがログインし、転載時に所在していたことについて署名する。
- Catch/Harvest Validator logs in and validates (optional for high seas transhipment);
漁獲／収穫に関して権限を付与された確認者がログインし、確認を行う (ただし、公海での洋上転載の場合は任意である)。
- Exporter logs in and fills in export information;
輸出者がログインし、輸出セクションの情報を記入する。
- Export validator logs in and validates export; and
輸出に関して権限を付与された確認者がログインし、輸出を確認する。
- Importer logs in and enters import information.
輸入者がログインし、輸入セクションの情報を記入する。

It is proposed to reduce the number of certifiers by removing certification of transhipments, i.e., remove:

転載関連の証明を削除することにより、証明の回数を削減することを提案する。すなわち、以下を削除する。

- Certification by Master of FV;
漁船の船長による証明
- Certification by Master of CV; and
運搬船の船長による証明
- Signature of observer.
オブザーバーによる署名

The extreme example above is then reduced to the following:

これにより、上記に挙げた極端なケースは以下のように簡素化される。

- FV Master or FV Representative logs in and fills in the catch info and transshipment details;
漁船の船長又は漁船の代表者がログインし、漁獲セクションの情報及び転載の詳細を記入する。
- Catch/Harvest Validator logs in and validates (optional for high seas transshipment);
漁獲／収穫に関して権限を付与された確認者がログインし、確認を行う（ただし、公海での洋上転載の場合は任意である）。
- Exporter logs in and fills in export info;
輸出者がログインし、輸出セクションの情報を記入する。
- Export validator logs in and validates export; and
輸出に関して権限を付与された確認者がログインし、輸出を確認する。
- Importer logs in and enters import information.
輸入者がログインし、輸入セクションの情報を記入する。

This change reduces the number of users and different types of users significantly, but has minimal impact on the integrity of the CMF because details of the transshipment, such as the receiving vessel and observer, can be cross-checked against transshipment information received by the Secretariat. Furthermore, the three users removed by this amendment are the three who would have most difficulty accessing the eCDS.

この変更によりユーザー数及びユーザータイプを大幅に削減することができるが、転載の詳細（受けとる運搬船及びオブザーバー等）については事務局が受領する転載情報により照合が可能なことから、CMFの完全性に対する影響は最小限である。さらに、この修正により削除されることとなる三つのユーザーは、eCDSへのアクセスが最も困難であると考えられる三者である。

Applying this change to the eCDS would be a simple task for the developer and is not expected to add to the cost of development.

開発者側からは、eCDSにこの修正を適用するのはシンプルな作業であり、追加的な開発費用は想定されない。

3. Proposed Workplan

作業計画案

The following is an indicative schedule of the work remaining:

今後必要となる作業の暫定的なスケジュールは以下のとおりである。

2022 (second half):

2022年（後半）：

- Rigorous testing by the Secretariat.
事務局による厳正なテスト
- Modifications to the system as required, including simplification if agreed.
必要に応じたシステムの修正（合意された場合は簡素化作業を含む）

2023 (first half):

2023年（前半）：

- Continuation of Secretariat testing.
事務局によるテストの継続

- Rigorous testing by Members (potentially including field testing²).
メンバーによる厳正なテスト（現場でのテストを含む可能性がある²）
- Field testing² of the eCDS by Members (to include vessels, exporters, importers).
メンバーによる eCDS の現場（船舶、輸出者、輸入者を含む）でのテスト²
- Modifications to the system as required.
必要に応じたシステムの修正

2023 (second half)

2023 年（後半）

- Members decide whether to implement the Trial eCDS as the CCSBT's eCDS.
メンバーは、試行的 eCDS を CCSBT eCDS として正式に導入するかどうかを決定する。
 - Adopt the modified CDS Resolution that allows for an eCDS.
eCDS が利用可能となるような改正 CDS 決議の採択
- Development completed.
開発作業の完了

2024:

- Implementation of the eCDS with a subset of the fleet, including exporters, carrier vessels and importers (other vessels would continue with the paper based CDS). During this implementation phase, exporters, carrier vessels and importers may be dealing with both electronic and paper based CDS forms.
船団の一部（輸出者、運搬船及び輸入者を含む）による eCDS の導入（その他の漁船は紙ベースの CDS を継続する）。この導入フェイズでは、輸出者、運搬船及び輸入者は電子 CDS と紙ベース CDS の両方の様式を取り扱うこととなる可能性がある。
- Modifications to the system as required.
必要に応じたシステムの修正

2025:

- Full implementation of the eCDS.
eCDS の全面的導入
- Maintenance of the system.
システムの維持管理

4. Budget

予算

The development of the eCDS continues to be a relatively inexpensive project. At the end of 2022, it is expected that the total expenditure on the project (excluding Secretariat staff time) will be ~\$139,000, which is \$11,000 less than the \$150,000 originally approved for this project. The approximate expected expenditure for future years is:

eCDS の開発は、依然として比較的安価なプロジェクトとなっている。2022 年末の時点で、本プロジェクトにかかる総支出額（事務局スタッフの業務時間は除く）は最

² Field testing of the Trial eCDS is not a substitute for using the paper CDS (i.e. paper CDS forms still need to be completed). 試行的 CDS の現場でのテストは、紙ベース CDS の利用に置き換わるものではない（すなわち、紙ベースの CDS 様式を完成させる必要がある）。

大で 139,000 ドルと見込まれており、本プロジェクトに対して当初承認された 150,000 ドルよりも 11,000 ドルほど低くなっている。将来的に想定されている概算費用は以下のとおりである。

2023: \$40,000 (final testing and modifications);

2023 年：40,000 ドル（最終テスト及び改修）

2024: \$20,000 (partial implementation and further modifications as required); and

2024 年：20,000 ドル（一部での導入及び必要に応じたさらなる改修）

2025: \$15,000 (full implementation and maintenance).

2025 年：15,000 ドル（全面的導入及び維持管理）

Recommendations

勧告

The Compliance Committee is invited to review and comment on:

遵守委員会は、以下についてレビューしコメントを行うよう招請されている。

- The draft revision of the CDS Resolution at **Attachments A and B** to facilitate the eCDS; eCDS を促進するための CDS 決議改正案（別紙 **A** 及び **B**）
- The proposed workplan; 作業計画案
- The proposed budget; and 予算案
- The proposal for simplifying the eCDS and, if agreed, recommend that the CDS resolution be modified to remove transshipment certification requirements. eCDS の簡素化に関する提案。これに合意した場合は、転載証明要件を削除するべく CDS 決議を改正するよう勧告する。

Prepared by the Secretariat

事務局作成文書

CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議
(第29回委員会年次会合 (2022年10月14日) において改正)

漁獲証明制度 (CDS) の策定のために 2005 年の CCSBT12 で採択された原則及び 2006 年の CCSBT 13 において採択された‘貿易の有無にかかわらずみなみまぐろのすべての漁獲を記録するための CDS の実施に関する決議’に照らし合わせ、

メンバー及び協力的非加盟国が漁獲から国内市場又は輸出市場における最初の販売までの合法的な製品の流れを追跡、確認を行う必要性に留意し、

地域漁業管理機関間で漁獲証明制度の調和を達成する必要性を念頭に置き、

それぞれのメンバー及び協力的非加盟国による SBT の漁獲を正確に確認するために、CDS が世界の SBT 漁業のすべてのセクターを通じ、一貫的かつ包括的に適用されなければならないことを強調し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3(b) に従い、みなみまぐろの保存のための拡大委員会 (CCSBT) は委員会の保存措置の遵守状況を監視するため、次の措置を採択する。

1. 一般条項及び適用

1.1 CCSBT の電子漁獲証明制度 (eCDS) の全面的実施が合意された日付¹以降においては、別添 1 に記載された紙による様式を使用せざるを得ない状況²を除き、すべての CDS 文書は CCSBT の eCDS により電子的に完成されなければならない。eCDS には以下を適用する。

1.1.1 eCDS における文書の構成及び内容は、本決議別添 1 の様式と若干異なる。eCDS を用いる場合、システム上の文書に含まれる各記入欄において求められるデータは、提出が義務付けられた情報と見なされる。

1.1.2 国産品の水揚げ及びメンバー、協力的非加盟メンバー及び OSEC³ に対する輸出については、eCDS 上の漁獲モニタリング様式 (CMF) 及び再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式 (REEF) が、当該様式の最終的な証明から 90 日以内に、受領したメンバーにより最終化⁴されなければならない。本決議が定めるその他の文書の提出期限は、eCDS システム上で入力される文書には適用されない。

¹ 全面的実施について合意された日付は、拡大委員会年次会合において決定及び通知される。

² こうした状況には、eCDS の全面的実施より以前に SBT が漁獲された場合、メンバーと eCDS に情報を入力する権限を有しない非メンバーとの間の貿易、及び eCDS ユーザーマニュアルに記載された技術的問題により eCDS へのアクセスが妨げられている場合等が含まれる。

³ 用語「CDS に協力するその他の国/漁業主体」とは、この決議への協力を確約することを書面にて証明した国/漁業主体をいい、この決議において「OSEC」と表す。

⁴ 最終化とは eCDS におけるプロセスの一つであり、事務局への紙による様式の提出に相当する。最終化のプロセスはユーザーマニュアルに記載されている。様式が「最終化」された後は、事務局による関与なしに当該様式をさらに修正することはできない。

- 1.1.3 本決議が SBT に 1 つの文書を添付することを義務付けている場合、当該要件は、脚注 2 に記載した紙による様式を使用せざるを得ない状況が発生した場合を除き、eCDS を通じた確認により置き換えられるものとする。
- 1.1.4 本決議が CDS 文書の写しの保持又は事務局への CDS 文書の提出を義務付けている場合、eCDS 上で入力されたすべての文書は当該要件を満たしたものと見なされる。
- 1.1.5 eCDS においては、物理的な証明は必要とされない。その代わりに、eCDS にログインしたユーザーによる選択（確認欄のチェック）が署名と等価であるものと見なされる。
- 1.1.6 脚注 2 に記載した状況において別添 1 に記載した紙による様式が使用される場合、事務局は、ユーザーマニュアルに基づきメンバーから報告された後、当該情報を eCDS に変換するよう促進する。
- 1.2 すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、みなみまぐろ（SBT）のための CCSBT CDS を実施し、本決議に該当するすべての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT の標識装着を含む。
- 1.3 メンバー、協力的非加盟国又は OSEC の管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ⁵、輸出、輸入及び再輸出について、すべての SBT は、本決議のセクション 3 に記載される文書が 1 つ添付されなければならない。本要件の免除は認められない。しかしながら、肉以外の魚体の部位⁶（即ち、頭、目、卵、内臓、尾及び鰭）については、文書なく輸出/輸入することができる。
- 1.4 メンバー又は協力的非加盟国の管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、蓄養活け込み様式及び蓄養移送様式として文書化されなければならない。
- 1.5 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバー又は協力的非加盟国は、その遊漁に対し CCSBT CDS の要件を免除することができる。
- 1.6 委員会は、本決議の実施にあたり、SBT の漁獲、水揚げ、転載及び/又は蓄養に関する拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟国以外の国の適当な当局に対し、協力を要請しなければならない。
- 1.7 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに（SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合）SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこからの SBT の収穫を認めてはならない。

⁵ 用語「国産品の水揚げ」とは、当該 SBT の漁獲量が計上される国別配分量を有し、及び当該 SBT が記録される CDS 文書を発行するメンバー又は協力的非加盟国の CCSBT 許可漁船/運搬船により、当該メンバー又は協力的非加盟国の領土に SBT が水揚げされることをいう。

⁶ この文脈において、魚体の部位から分離されたすべての肉が、肉であると見なされる。

- 1.8 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次の場合を除き、標識をともしない丸の状態の SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。
 - 1.8.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を水揚げすることができる。
 - 1.8.2 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる。
 - 1.8.3 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる。
- 1.9 標識が偶発的に外れ再装着できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、水揚げ、転載又は輸出の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。
- 1.10 メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、遵守委員会 (CC) / 拡大委員会 (EC) に対するそれぞれの年次国別報告書において、1.8.2、1.8.3 又は 1.9 に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び 1.9 については元来 (判明している場合) の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。
- 1.11 メンバー及び協力的非加盟国は、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを義務づけなければならない。その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。

2. 必要となる登録

- 2.1 蓄養場記録が、許可された蓄養場を特定するため、事務局長によって作成、維持される。
- 2.2 事務局長によって維持される船舶記録により、許可船舶が特定される。
- 2.3 上記の許可登録に含まれない船舶及び/又は蓄養場の情報が記録されている CCSBT CDS 文書は、本制度の目的に対する有効な文書と見なされない。

3. 必要となる文書及び情報

- 3.1 CCSBT CDS 文書は、次のとおり。
 - 3.1.1 蓄養活け込み様式－SBT の漁獲、曳航及び蓄養の情報を記録。
 - 3.1.2 蓄養移送様式－蓄養場間の SBT の移送の情報を記録。
 - 3.1.3 漁獲モニタリング様式－予期せぬ漁獲を含め、蓄養の有無にかかわらず、すべての SBT の漁獲、水揚げ、転載、輸出及び輸入の情報を記録。

- 3.1.4 漁獲標識様式－CDSの一環として標識装着された個別魚の情報を記録。
- 3.1.5 再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式－漁獲モニタリング様式によって、すでに最初の国産品の水揚げ時点又は輸入時点まで追跡されており、その後全量又は一部を輸出又は再輸出される SBT の情報を記録。
- 3.2 3.1に定められる CCSBT CDS 文書に含まれるべき情報と関連する指示事項は、別添 1A－D。
- 3.3 承認された様式の採択後は、翻訳の追加といった最小限の変更のみ認められる⁷。情報欄が該当しないという場合を除き、標準様式から情報欄を削除することは認められない。
- 3.4 3.3⁸に従い変更が加えられた文書は、メンバー、協力的非加盟国及び SBT の水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出に関与していることが知られている非加盟国に配布するため、事務局長に提供されなければならない。
- 3.5 様式及び様式の内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。
- 3.6 CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていないなければならない。

4. 標識装着

- 4.1 メンバー及び協力的非加盟国は、次の場合を除き、捕殺時、丸の状態の SBT に SBT 標識を付することを義務づけなければならない。
 - 4.1.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識を付することができる。
 - 4.1.2 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を付することができる。
 - 4.1.3 予期せぬ混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を付することができる。
- 4.2 3.1.4 のとおり、漁獲標識様式は、個別の SBT について関連する標識情報が記録される。漁獲標識様式は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。体長及び重量の測定は、SBT の凍結前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施できない場合、測定及び関連する漁獲標識様式への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、水揚げ又は転載の時点で行うことができる。
- 4.3 完成した漁獲標識様式は、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に提供され、漁獲標識様式の情報は、四半期ごと、電子媒体を通じ、事

⁷ただし、漁獲標識様式にあっては、メンバー又は協力的非加盟国の裁量によって、追加的な情報を含めるよう修正することができる。

⁸漁獲標識様式への追記を除く。

務局長に対し、提出されなければならない。eCDS が全面的に導入された後は、電子標識様式について義務付けられている電子的様式は eCDS の様式となる。

- 4.4 標識装着計画は、別添 2 に定められた手続き及び情報に関する最低基準を満たさなければならない。
 - 4.5 メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなければならない。
- 5. 確認**
- 5.1 CCSBT CDS 文書は、規則に則り、次に該当する者によって、確認（洋上転載の場合にあっては、署名）されなければならない。
 - 5.1.1 国産品の水揚げについては、漁獲した船舶の旗国であるメンバー若しくは協力的非加盟国の政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき操業している場合にあつては、当該用船先のメンバー若しくは協力的非加盟国の権限を有する当局若しくは機関。
 - 5.1.2 CCSBT の大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に基づくすべての SBT の転載については、かかる決議が求めるオブザーバー。
 - 5.1.3 すべての SBT の輸出については、輸出するメンバー又は協力的非加盟国の政府職員。
 - 5.1.4 すべての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー、協力的非加盟国又は OSEC の政府職員。
 - 5.2 CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員から権限を付与された者に委任することができる。委任された者を利用するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同一であつてはならない。
 - 5.3 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない（政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、封印又は印鑑の印影見本及び代理権を有するすべての者のリストを含む）。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、変更について時宜を得た方法で通知しなければならない。
 - 5.4 事務局長は、5.3 に定められた情報の維持、更新を行い、それをすべてのメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に提供し、変更については遅滞なく回章する。
 - 5.5 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、3.1 に定められる CCSBT CDS 文書のうち、完全でないもの、明らかに誤った情報が記載されて

いるもの又は本決議の求めるとおり確認されていないものについて、確認をしてはならない。

- 5.6 メンバー、協力的非加盟国又は OSEC は、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要なとされる文書の一部又はすべてがともなわれていない場合、様式において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合又は様式が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなる SBT も受け入れてはならない。
- 5.7 全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT からなる貨物について、転載、国産品の水揚げ、輸出（国産品の水揚げ後の輸出を含む）、輸入又は再輸出（ただし、別添 2 のとおり、SBT がさらに加工され標識が必要でなくなった場合を除く）の確認又は受け入れをしてはならない。
- 5.8 メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。
- 5.9 メンバー及び協力的非加盟国は、5.8 に従い実施した監査の種類及びカバー率並びに遵守の程度に関する詳細を、SBT 漁業に関する年次報告に含めなければならない。

6. 情報交換及びデータの機密性保護

- 6.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、受領したすべての CCSBT CDS 文書原本（又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー）を、文書上に記載された直近の日付から最低 3 年の間、保持しなければならない。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、発行した CCSBT CDS 文書の写しについても、文書上に記載された直近の国/主体による発行日から最低 3 年の間、保持しなければならない。これら CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付されなければならない（漁獲標識様式⁹を除く）¹⁰。
- 6.2 事務局長は、CDS 文書の原資料を電子データベースに蓄積しなければならない。事務局長は、かかるデータベースにおける原資料の機密性を確保し、国/漁業主体に対しては、当該国/漁業主体が確認した CCSBT CDS 文書に関する原資料のみ提供する。国/漁業主体が他の国/漁業主体に関係する CCSBT CDS 文書を求めた場合、事務局長は、後述の取極によってのみかかるデータを公開できる。
- 6.3 事務局長は、CCSBT CDS を通じて収集されたデータについて、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間のものについては翌年 6 月 1 日までに、1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間のものについては同年 12 月 1 日までに、拡大委員会に報告しかつすべてのメンバー及び協力的非加盟国に回章しなければならない。かかる報告書に含まれる情報は、別添 3 に

⁹ 漁獲標識様式に提供すべき情報の要件は、4.3 に定められている。

¹⁰ 様式原本の写し又は様式のすべての情報を含む電子様式のいずれか。

定める。事務局長は、メンバー及び協力的非加盟国の指定する一つの当局にのみ、かかる報告書の写しを電子媒体にて提供しなければならない。

- 6.4 事務局長は、次により構成される報告書を CCSBT ウェブ・サイトのパブリック・エリアに掲載する。
- 船籍のおかれる国/漁業主体
 - 収穫年
 - 製品の仕向地（国産品の水揚げを含む）
 - 漁具コード
 - 正味重量
 - 推定原魚重量（変換係数を利用して正味重量から算出する）
 - パラグラフ3.4に従って提出された、変更が加えられたCDS文書の写し
- 6.5 科学委員会、遵守委員会又はその他の委員会補助機関の要求がある場合、事務局長は、委員会の同意を得て、CCSBT CDS により収集されるデータについて、6.3 に定められるところよりも頻繁又は詳細なものを、当該機関に対し、提供しなければならない。
- 6.6 事務局長は、6.1 により提供されたデータを分析のうえ、確認された相違を関係のあるメンバー又は協力的非加盟国に通知しなければならない。

7. CDS 文書の確認

- 7.1 メンバー及び協力的非加盟国は、その権限のある当局又はその他権限を付与された者もしくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることを確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人もしくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。
- 7.2 メンバー及び協力的非加盟国は、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。特に、メンバー及び協力的非加盟国は、入手可能な情報を利用し、6.3 に基づく事務局長による報告書の照合を行わなければならない。
- 7.3 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長並びに関係するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。
- 7.3.1 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合。
- 7.3.2 CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合。

- 7.4 メンバー及び協力的非加盟国は、7.1及び7.2に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力するとともに必要なすべての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。
- 7.5 遵守委員会は、6.3及び6.4の事務局長によってとりまとめられた要約情報を、確認された不正行為及び不調和並びに7.3に基づき通報された調査の結果を含め、検討する。
- 7.6 委員会は、遵守委員会の勧告を受けて、確認調査の結果に関連して必要となる対応を検討することができる。かかる対応には、ここに記載される遵守措置又は関連する他の遵守措置の見直しを含むが、それに限定されるものではない。
- 7.7 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、CDS 文書が偽造されないこと及び/又は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しなければならない。

8. 情報へのアクセス及び保護

- 8.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC の国内法令により、CCSBT CDS から作成される情報は、機密情報として扱われなければならない、CCSBT の目的に適う形で又は委員会が合意するその他の目的のためにのみ使用することができる。
- 8.2 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、必要な場合には、漁獲の検証手続きを支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適当な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交換することに合意する。

9. 実施及びレビュー

- 9.1 本決議は、2010年1月1日から発効した。同日以降、CCSBTが2000年6月1日に採択したCCSBTみなみまぐろ統計証明制度に代わるものとなった。
- 9.2 遵守委員会は、定期的に本決議のレビューを行い、実施上の問題、長所及び弱点を特定し、本決議の改善の選択肢及びその選択肢を支持する手続を拡大委員会会合で勧告する。レビューには、メンバー及び協力的非加盟国により報告された標識の破損又は紛失並びに1.9及び1.10において使用を免除した程度に関する懸念事項が含まれる。
- 9.3 事務局長は、遵守委員会によるレビューを補佐するために、電子書類及び魚の標識に関連する利用可能な技術をモニターする。

別添 3

事務局長による拡大委員会への6ヶ月/年次報告書の内容

この別添の報告書は、各メンバーの指定当局にのみ提供される。

この別添において、以下の略語はそれぞれ異なった様式を示している。

- FSF – 蓄養活け込み様式
- FTF – 蓄養移送様式
- CMF – 漁獲モニタリング様式
- REEF – 再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式
- CTF – 漁獲標識様式

~~CDS の最初の年においては、作成されるべきすべての報告書に関して CDS から十分な情報が得られないだろう。事務局において、CDS データベース及び関連する報告制度が作成過程にある最初の1年間は、報告書の作成が遅れることも受容される。~~

製品に関する報告書

製品に関する2つの報告書が作成される。

(1) 製品に関する総括と報告漁獲量の比較報告書

この報告書は、各メンバー及び協力的非加盟国の割当年の漁獲量を推定するため、CMF 及び FSF の死亡尾数のデータを使用する。これは、割当年が終了した後、十分な CDS データが利用可能な場合のみ実施されるべきである。CDS から得られた加工処理後の重量は、各メンバーから提供されている変換係数が利用可能であればそれを利用し、メンバーが使用すべき変換係数を提出していない場合には「最善の」代替的な変換係数を利用して、原魚重量に換算すべきである。報告書で使われたすべての変換係数の値はリスト化されるべきである。この報告書には、比較のためにも、メンバー/協力的非加盟国から得られた割当年の報告漁獲量も（可能ならば）含めるべきである。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 割当年¹
- CDS から得られた漁具別の総推定 SBT 原魚重量
- メンバーから報告された漁具別の総 SBT 原魚重量（利用可能な場合）

¹メンバーの割当年は異なっているので、各メンバーの実際の割当年の期間が用いられるべきであり、混乱を避けるためにもこれらの期間を報告書に示すべきである。この報告書には（CDS 及びメンバーからの報告書双方に基づく最新の推定値とともに）CDS のデータが十分にある最近の割当年の記録も記載すべきである。

- コメント²

(2) 詳細な製品に関する総括報告書

この報告書は、TIS の別紙 2 の報告書に類似している。以下の情報を提供するため、CMF 及び CTF のデータを利用する。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 漁獲魚、蓄養魚又は蓄養場での漁獲魚/曳航中の死亡魚
- 製品(F/FR)
- 加工タイプ(RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT など)
- 収穫年月
- 漁具コード
- 統計海区
- 輸出地点（輸出の場合のみ）
- 輸出年月（輸出のみ）
- 最終仕向地となる国/漁業主体
- 最終仕向地に到着した年月

上記の項目内における以下の数量

- SBT の数量
- SBT の正味重量

REEF 報告書

REEF に関して 2 つの報告書が作成される。

(1) 詳細な REEF 総括報告書

この報告書は、TIS の別紙 4 の報告書に類似している。以下の情報を提供するため、CMF 及び REEF のデータを利用する。

- 原産漁獲国/漁業主体
- 今回輸出する国/漁業主体³
- 輸出地点
- 輸出年月⁴
- 輸入国/漁業主体
- 輸出製品(F/FR)
- 輸出されたタイプ(RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT)

²この数量の解釈に関して追加的な情報を提供するためには、コメントが必要になるだろう。例えば、メンバーからの報告書には（遊漁による漁獲量のような）CDS の対象とならない漁獲量が含まれていることや、最近年の CDS データは十分に更新されていない可能性があることなどを示す。

³これは該当する REEF に記載されている輸出する国/漁業主体であり、先行する REEF 又は CMF に記載されているものではない。

⁴輸出証明日に基づき決定する。

上記の項目内において

- 輸出された SBT の正味重量及び尾数

(2) REEF 不調和報告書

この報告書では、すべての REEF 及び関連する CMF を調査し、その後の輸出及び再輸出において「過剰利用⁵」となっているすべての CMF のリストを作成すべきである。

- 過剰利用 CMF に記載された文書番号、船籍がおかれる国/漁業主体、製品タイプ及び重量
- 関連する REEF の文書番号、輸出国/漁業主体、製品タイプ及び重量
- その他遵守委員会で合意された情報

標識報告書

1つの標識報告書が作成される。

(1) 標識総括報告書

以下の情報を提供するため、CTF 及び CMF 双方のデータを利用する。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 標識を装着した SBT の総尾数及び正味重量
- 関連する CMF で報告された SBT の総尾数及び正味重量

転載報告書

2つの転載報告書が作成される。

(1) 転載総括報告書

SBT の転載に関する以下の総括情報を提供するため、CMF 並びに転載申告書及びオブザーバー報告書のデータを利用する。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体
- 転載年月
- 転載船の船籍がおかれる国/漁業主体
- 最終仕向地となる国/漁業主体

上記の項目内における以下の数量

- 転載件数
- CMF に基づく SBT 尾数
- CMF に基づく SBT の正味重量

⁵ 過剰利用 CMF とは、CMF に記載されていた魚のその後の輸出/再輸出の量が、当該 CMF で報告されていた当初の量を超過している場合をいう。

- 転載申告書に基づく SBT の正味重量
- 転載オブザーバー報告書に基づく SBT の正味重量

(2) 転載不調和報告書

この報告書は、CMFに記載された SBT の重量が、転載申告書又は転載オブザーバー報告書のどちらかに記載された SBT の重量と異なっている場合に、当該各転載の詳細について作成する。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体、名称及び登録番号
- 転載日
- 転載船の船籍がおかれる国/漁業主体、名称及び登録番号
- CMF に基づく SBT の正味重量及びタイプ
- 転載申告書に基づく SBT の正味重量及びタイプ
- 転載オブザーバー報告書に基づく SBT の正味重量及びタイプ

蓄養報告書

2つの蓄養報告書が作成される。これらの報告書は、関連する国/漁業主体の通常の「漁期」を含む漁獲及び蓄養期間を網羅するよう作成されるべきである。

(1) 蓄養総括報告

各国/漁業主体から得られた蓄養 SBT に関する以下の集約情報を提供するため、FSF 及び CMF のデータを利用する。この報告書は、貿易情報スキームの一環としてオーストラリアが作成している 6ヶ月ごとの蓄養報告書に類似している。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体及び隻数
- 漁獲期間
- 漁獲のあった統計海区
- 曳航期間中の死亡魚の総尾数及び重量
- 蓄養場への移送期間
- 蓄養場へ移送した SBT の総尾数及び重量
- すべての移送に関する平均重量の最小値、最大値及び中央値
- 蓄養場からの収穫期間
- 蓄養場から収穫した SBT の総尾数及び重量

(2) 蓄養不調和報告書

この報告書は、蓄養場に移送された SBT の尾数（FSF に基づく。また FTF に基づき調整される）が、CMF に基づく当該蓄養場から収穫された SBT の尾数を上回る場合に、当該各蓄養場の詳細について作成する。

- 蓄養場のある国/漁業主体及び蓄養場の名称
- 最初の曳航から当該蓄養場に移送した期間
- 最初の曳航から当該蓄養場に移送した SBT の総尾数及び重量
- 他の蓄養場から当該蓄養場に/当該蓄養場から他の蓄養場に移送した期間
- 他の蓄養場から当該蓄養場に/当該蓄養場から他の蓄養場に移送した SBT の総尾数尾及び重量
- 当該蓄養場から収穫した期間
- 当該蓄養場から収穫した SBT の総尾数及び重量

照合報告書

~~CDS 文書は、四半期ごとに様々な発信元から事務局に送付される。同じ文書が、時を異にして事務局に送られるかもしれない。例えば、SBT が輸出されるか又は転載される際に送付され、さらに同じ SBT が輸入されるか又は国産品として水揚げされる際に再度送付されるというように。照合報告書は、想定される文書の数量及びタイプに関する集約情報を提供するよう考案されなければならないものの、未だ各国/漁業主体からはそのようなものは得られていない。この報告書は、異なる情報源から得られた様式の数値に不調和が生じているかどうか明らかにすべきである。事務局は、CDS が 12 カ月間運用された後、この報告書を考案し作成すべきである。~~